

事 務 連 絡  
平成29年11月29日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活支援推進室

消防用設備等に係る執務資料の送付について（情報提供）

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年11月20日付けで消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長に対して、別添のとおり「消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）」が発出されたところです。

当該通知のうち、特に問1については、共同住宅等に設置されたグループホーム等におけるスプリンクラー設備に係る内容となっておりますので、障害保健福祉主管部（局）におかれましても御承知いただき、管内市町村、関係機関、関係団体等へ御周知いただけますとともに、消防防災主管部局との連携について御留意いただけますようお願いいたします。

【参考】

消防庁ホームページ「平成29年11月の通知・通達」

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2911/t\\_index.html](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2911/t_index.html)

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
地域生活支援推進室 地域移行支援係 富原、大石  
TEL : 03-5253-1111 (内線 3045)